

平成 25 年 1 月 9 日

各 位

管理会社名 サムスン資産運用株式会社
(管理会社コード：13134)
代表者名 代表理事社長 朴 煥鉉
(銘柄コード：1313 (東証外国 ETF))
問合せ先 (代理人) 西村あさひ法律事務所
弁護士 伊東 啓
(TEL. 03 - 5562 - 8500)

(訂正)「信託契約の変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 24 年 12 月 13 日に開示いたしましたサムスン KODEX200 証券上場指数投資信託[株式]の「信託契約の変更に関するお知らせ」について、内容に一部訂正を要する箇所がありましたので、下記の通り訂正いたします。

記

訂正箇所 : 4. 変更内容 (第 40 条)の一部
(網掛けは訂正箇所、下線は信託契約の変更箇所です。)

<訂正前>

項目	変更前	変更後
第 40 条 (投資信託 の解約)	①～② (文省略) <u>(追加)</u>	①～② (文省略) ③第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定によりこの投資信託を解約しようとする場合、資産運用会社は解約事由、解約日、償還金等の支払い方法及びその他解約関連事項を資産運用会社のインターネット・ホームページ等を利用して開示するか、韓国預託決済院を通じて受益者に通知すべきであり、第 2 項第 5 号の規定によりこの投資信託を解約しようとする場合、資産運用会社は信託契約の解約日から 1 ヶ月 <u>以内</u> に当該信託契約の解約事由、解約日、償還金等の支払い方法及びその他解約関連事項を韓国取引所に開示し、 <u>第 48 条の規定により公告しなければならない。</u>

<訂正後>

項目	変更前	変更後
第 40 条 (投資信託 の解約)	①～② (文省略) <u>(追加)</u>	①～② (文省略) ③第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定によりこの投資信託を解約しようとする場合、資産運用会社は解約事由、解約日、償還金等の支払い方法及びその他解約関連事項を資産運用会社のインターネット・ホームページ等を利用して開示するか、韓国預託決済院を通じて受益者に通知すべきであり、第 2 項第 5 号の規定によりこの投

		<u>資信託を解約しようとする場合、資産運用会社は信託契約の解約日から1ヶ月前</u> に当該信託契約の解約事由、解約日、償還金等の支払い方法及びその他解約関連事項を韓国取引所に開示し、第48条の規定により公告しなければならない。
--	--	---

以上